

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

減額を受けるための要件

1. 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在していた住宅（居住部分が 2 分の 1 以上）であること。なお、賃貸住宅は対象外となります。
2. 改修後の住宅の面積が 40 m²以上 240 m²以下であること。
3. 次の①～④のいずれかに該当する工事で、現行の省エネ基準に新たに適合するようになること。ただし、①の工事は必ず行うこと。
①窓の断熱性を高める改修工事（必須） ②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
4. 上記の工事に要する自己負担額が 60 万円を超えるもの。または、断熱改修に係る工事費が 50 万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて 60 万円を超えるもの。なお、国の補助金などがある場合は、補助金などを除いた自己負担額が 60 万円を超える必要があります。
5. 令和 13 年 3 月 31 日までに完了した工事であること。

減額される期間

工事完了年の翌年度のみ減額されます。具体的には、工事完了日が令和 8 年 5 月 15 日の場合は令和 9 年度分の減額、令和 9 年 1 月 15 日の場合は令和 10 年度分の減額となります。

減額される金額

一戸あたり 120 m²を上限に 3 分の 1（改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2）を減額します。

減額を受けるための手続き

<ご提出いただく書類>

1. 住宅の熱損失防止改修工事等（省エネ改修）に伴う固定資産税の減額申告書
2. 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明）
3. 工事完了日が確認できる書類（工程表もしくは施工業者の証明等）
4. 補助金等の交付がある場合は、交付決定通知書の写し
5. 長期優良住宅の認定通知書の写し（認定長期優良住宅に該当することとなった場合）
（所管行政庁である大津市（建築指導課）が発行した「認定通知書」の写し（第二号様式、第四号様式または第七号様式）
6. 省エネ改修工事に要した費用を証する書類（見積書、領収書、工事明細書等）
7. 省エネ改修と直接関係のない改修箇所がある場合はその内容が確認できる書類
8. 併用住宅の場合は住宅部分とその他の面積等が確認できる資料
9. 改修箇所の写真・図面（改修前・改修後）

<申告書の提出期限>

改修が完了した日から 3 ヶ月以内



お問い合わせ先
大津市役所総務部資産税課家屋係
TEL：077-528-2725（直通）